

名簿

訴訟種類	廣島縣管内區裁判所											
	廣島	竹原	三次	尾道	福山	山口	徳島	柳井	赤松	水尾		
損料物品												
差押物品												
贓物返還												
證券												
公債證券												
公證取消												
帳簿二關スル事												
雜事												
財產二關スル事												
登記二關スル事												
議會二關スル事												
調印二關スル事												
家畜二關スル事												
仲裁人選定												
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

合計	廣島縣管内區裁判所											
	廣島	竹原	三次	尾道	福山	山口	徳島	柳井	赤松	水尾		
名義書換												
精算差拒												
工事差止												
妨害解除												
不當請求排除												
所有權ノ争												
抵當ノ争												
保證義務												
契約成立確認												
契約履行												
契約解除												
主參加												
強制執行ニ關スル事												
差押假差押ニ關スル事												
假處分ニ關スル事												
公示催告												
假差押及假處分申請												
裁判所ニ係屬シタル訴訟外ノ山立												
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

許訟種類	金 錢											
	船	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取
區 崎 長	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 村 大	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 原 島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 戶 平	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 水 武	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 江 福	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 原 嚴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 賀 佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 雄 武	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 里 柳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 岡 福	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 水 廿	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 塚 飯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 米 久	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 島 福	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 河 柳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 谷 小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 事 行	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 分 大	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 井 白	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 伯 佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 田 竹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 孫 竹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 中	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 豆	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計 合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

許訟種類	代 理 費											
	船	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取
區 崎 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 村 大	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 原 島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 戶 平	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 水 武	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 江 福	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 原 嚴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 賀 佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 雄 武	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 里 柳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 岡 福	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 水 廿	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 塚 飯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 米 久	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 島 福	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 河 柳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 谷 小	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 事 行	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 分 大	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 井 白	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 伯 佐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 田 竹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 孫 竹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 中	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
區 津 豆	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計 合	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

損害賠償金	代償金	不當利得金	不當濟得金	訴訟費用	米穀借貸	預米	小作米	地代米	家賃米	約定米	講糶米	收糶米	糶米	給糶米	米糶	米糶	要糶	辦糶
三	一七	-	-	二六	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一〇	二	-	-	一〇〇	六三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	二	-	-	四三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六	五	-	-	一七五	一〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
N	-	-	-	二一	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
〇	-	-	-	二七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	-	-	-	九九	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	-	-	-	一九七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六	-	-	-	六四	八三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九	-	-	-	八七	二	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五	-	-	-	五九	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八	-	-	-	二〇	七	三	五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	-	-	-	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九	-	-	-	八八	-	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七	-	-	-	五〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五	-	-	-	八七	六	四	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八	-	-	-	一〇三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	-	-	-	四三	七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九	-	-	-	一〇一	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四	-	-	-	一〇五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二	-	-	-	八八	五	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八	-	-	-	一〇一	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二	-	-	-	一〇五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一	-	-	-	一〇六	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三八〇	八	一	六	三三六	九	五	四	三	二	九	六	一	九	二	一	一	五	一

三三九

養給料	雇賃料	報酬	手間代	手代	印代	旅費	如送	運送	順送	飲宿	賃食	藥料	過渡	取送	捐算	遠約	示談	
三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三	七	三	二	一〇	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

長崎

崎

管

內

區

裁

判

所

名

稱

合

計

計

計

計

計

一六八三二四七九三三二一〇四七三三三九九

債權確立	債權取立	契約履行	契約解除	和解	原狀回復	強制執行	假處分	株券	公證取書	登記	雜事	詐害行為	妨害解除	所有權	債權確立	債權取立	契約履行	契約解除	和解	原狀回復	強制執行	假處分	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

物買有	物賣	物競	物貸	預物	委託	抵有	約定	保管	物引	物取	物返	差損	贓物	訴訟種類	區時長
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

物 品 貨 借	物 品 賣 買	物 品 所 有	取 計	米 辰	米 渡	給 米	養 料	講 料	約 米	小 米	預 米	米 費	米 費	米 費	新 計	不 當 費	不 當 費	辦 償 金	損 賠 金
七	八		三						三	四	九			三	九			二	二
	三													二				三	八
			七						一	〇	二			一				三	三
			五											一				一	四
			三											六				四	二
														七				七	七
			四						六	一	二	三		一				六	六
			二											三				七	〇
八			八											二				一	七
														三				二	七
			三											一				八	九
														二				一	五
			五											八				二	四
三	八		八											七				二	五
			四						六	〇	八	二		四				一	九
			八						三	二	三			三				二	九
			七						六	七	三	一		二				二	六
三			八						六	一	二			七				一	六
														六					五
														一					〇
四	二	三	一	八	七	一	五	二	二	八	二	三	七	二	〇	三	九	九	一

三四七

示 談	違 約	精 算	取 込	過 渡	家 畜	藥 價	賃 貸	飲 食	賄 料	乘 車	旅 費	手 間	手 數	報 酬	雇 賃	給 料	養 料	持 參	訴 訟 種 類	
																				區 水 熊
																				區 如 柳
																				區 地 官
																				區 鹿 山
																				區 湖 高
																				區 代 八
																				區 寺 人
																				區 草 天
																				區 島 兒 鹿
																				區 覽 知
																				區 屋 鹿
																				區 引 水
																				區 島 大
																				區 崎 官
																				區 肥 飲
																				區 城 郡
																				區 岡 延
																				區 總 千 高
																				區 島 那
																				計 合

三四六

官城控訴院管内區裁判所ノ名簿

許訟種類	土地									
	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有
區 堂 仙										
區 原 河 大										
區 川 古										
區 卷 石										
區 米 登										
區 沼 仙 敏										
區 島 福 那										
區 山 中										
區 村 白										
區 河 平										
區 松 岩										
區 島 田										
區 形 山										
區 庄 新										
區 澤 米										
區 井 長										
區 田 酒										
區 岡 鶴										
區 岡 鹿										
區 卷 花										
區 野 遠										
區 岡 福										
區 古 官										
區 井 磐										
區 澤 水										
區 田 秋										
區 莊 本										
區 代 龍										
區 師 大										
區 輪 花										
區 曲 大										
區 手 橋										
區 澤 湯										
計 合										

許訟種類	土地									
	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有	地有
區 堂 仙										
區 原 河 大										
區 川 古										
區 卷 石										
區 米 登										
區 沼 仙 敏										
區 島 福 那										
區 山 中										
區 村 白										
區 河 平										
區 松 岩										
區 島 田										
區 形 山										
區 庄 新										
區 澤 米										
區 井 長										
區 田 酒										
區 岡 鶴										
區 岡 鹿										
區 卷 花										
區 野 遠										
區 岡 福										
區 古 官										
區 井 磐										
區 澤 水										
區 田 秋										
區 莊 本										
區 代 龍										
區 師 大										
區 輪 花										
區 曲 大										
區 手 橋										
區 澤 湯										
計 合										

訴訟種類

無抵當貸金
地所書入貸金
建物書入貸金
動産書入貸金
立替金
預け金
委託金
爲替金
約束手形金
約定手形金
受附金
手付金
代買金
地所建物代買金
鐵山賣買代金
委託販賣代金
小作料

函館管内區裁判所名簿
三六〇

函館管内區裁判所名簿	
區 森 青	一
區 地 邊 野	一
區 前 弘	八
區 澤 々 路	二
區 原 川 所 五	五
區 戸 八	五
區 部 函	二
區 波 江	二
區 山 福	一
區 都 壽	三
區 幌 札	二
區 泉 幌	一
區 毛 増	二
區 榎 小	九
區 内 岩	四
區 室 根	一
區 岸 厚	一
區 路 劍	一
計 合	八

借借
提提
用用
工工
修修
組組
取取
供供
講講
利利
利利
積積
講講
取取
組組
修修
工工
用用
提提
借借

訴訟種類	
無抵當貸金	一
地所書入貸金	一
建物書入貸金	八
動産書入貸金	二
立替金	五
預け金	五
委託金	一
爲替金	三
約束手形金	二
約定手形金	二
受附金	八
手付金	二
代買金	一
地所建物代買金	一
鐵山賣買代金	一
委託販賣代金	一
小作料	一
計 合	二

一六八

訴訟種類	函館控訴院管内區裁判所ノ名稱									
	青森區	野邊地區	弘前區	津軽區	五所川原區	八戸區	函館區	江差區	弘前區	山形區
調印ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
家畜ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
願書取消	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
精算差拒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
詐害行為廢罷	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
妨害解除	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
權利回復	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
所有權ノ争	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約履行	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約解除	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
強制執行ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
差押假差押ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
假処分ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
假差押及假処分申請裁對ノ申立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
裁對ノ申立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33

第四部第二款第四十九表 第一審訴訟金額價額階級

訴訟種類	函館控訴院管内區裁判所ノ名稱										金額價額合計
	青森區	野邊地區	弘前區	津軽區	五所川原區	八戸區	函館區	江差區	弘前區	山形區	
東京控訴院管轄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
東京橋區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
芝町區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
下谷區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
本所區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
八王子區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
横濱區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
横須賀區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
小田原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
千葉區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
松戸區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
一本郷區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
八日市場區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
佐原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100

區裁判所、名稱	第一審新受件數										金額價額合計			
	五圓以下	五圓以上十圓以下	十圓以上二十圓以下	二十圓以上五十圓以下	五十圓以上一百圓以下	一百圓以上五百圓以下	五百圓以上一千圓以下	一千圓以上五百圓以下	一千圓以上五千圓以下	五千圓以上	件數	金額	價額	合計
長野	12	11	13	14	15	16	17	18	19	20	100	1000	1000	1000
飯山	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	100	1000	1000	1000
上野	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	100	1000	1000	1000
大野	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	100	1000	1000	1000
福島	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	100	1000	1000	1000
伊那	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	100	1000	1000	1000
上野	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	100	1000	1000	1000
岩村	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	100	1000	1000	1000
新野	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	100	1000	1000	1000
三條	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	100	1000	1000	1000
新田	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	100	1000	1000	1000
長岡	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1000	1000	1000
柏崎	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	100	1000	1000	1000
六日	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	100	1000	1000	1000
高田	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	100	1000	1000	1000
合計	120	110	130	140	150	160	170	180	190	200	1000	10000	10000	10000

區裁判所、名稱	第一審新受件數										金額價額合計			
	五圓以下	五圓以上十圓以下	十圓以上二十圓以下	二十圓以上五十圓以下	五十圓以上一百圓以下	一百圓以上五百圓以下	五百圓以上一千圓以下	一千圓以上五百圓以下	一千圓以上五千圓以下	五千圓以上	件數	金額	價額	合計
東京	15	14	16	17	18	19	20	21	22	23	100	1000	1000	1000
伏見	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	100	1000	1000	1000
園部	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	100	1000	1000	1000
宮津	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	100	1000	1000	1000
京都	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	100	1000	1000	1000
大坂	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	100	1000	1000	1000
池田	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	100	1000	1000	1000
茨木	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	100	1000	1000	1000
天王寺	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	100	1000	1000	1000
堺	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	100	1000	1000	1000
岸和田	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	100	1000	1000	1000
奈良	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	100	1000	1000	1000
奈良	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	100	1000	1000	1000
奈良	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	100	1000	1000	1000
奈良	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1000	1000	1000
奈良	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	100	1000	1000	1000
合計	150	140	160	170	180	190	200	210	220	230	1000	10000	10000	10000

區裁判所、金額、階級	第一審新訟新受件數									金額價額合計						
	テマ四五	テマ四拾	テマ四拾伍	テマ四拾五	テマ四拾七	テマ四百	テマ四拾五百	テマ四拾五百七	テマ四千	テマ四千五	テマ四萬壹	上以四萬壹	計合	金額	價額	合計
奈高松																
五高松																
伊丹																
石山																
明原																
榑本																
洲路																
龍野																
豐岡																
村岡																
新高岡																
見梁山																
計																

區裁判所、金額、階級	第一審新訟新受件數									金額價額合計						
	テマ四五	テマ四拾	テマ四拾伍	テマ四拾五	テマ四拾七	テマ四百	テマ四拾五百	テマ四拾五百七	テマ四千	テマ四千五	テマ四萬壹	上以四萬壹	計合	金額	價額	合計
山岡島																
津口																
大津																
八木																
津根																
福井																
三國																
武生																
大野																
敦賀																
小濱																
金澤																
小松																
大聖寺																
七尾																
高島																
輪高島																
計																

區劃所名稱	區劃新階級	第一審新受件數										金額價額合計							
		テマ四五百	テマ四拾	テマ四拾伍	テマ四拾五	テマ四拾七	テマ四百	テマ四拾五百	テマ四百五	テマ四拾五百七	テマ四千	テマ四五千	テマ四萬壹	以上四萬壹	計	金額	價額	合計	
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
山崎	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
山崎	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
和歌山	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
歌山	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
山崎	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
德島	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
鳥取	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181

區劃所名稱	區劃新階級	第一審新受件數										金額價額合計							
		テマ四五百	テマ四拾	テマ四拾伍	テマ四拾五	テマ四拾七	テマ四百	テマ四拾五百	テマ四百五	テマ四拾五百七	テマ四千	テマ四五千	テマ四萬壹	以上四萬壹	計	金額	價額	合計	
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
高知	計	108	181	191	181	100	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181

區	盛岡										區 裁 判 所 名 稱	區 額 價 額 階 級	
	秋田					盛岡							
青森	湯澤	横手	大曲	花輪	大館	本荘	秋田	水澤	磐井	宮古	福野	遠野	花巻
通計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
金額	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
價額	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
合計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142

第一審新訟新受件數

金額 價額 合計

函館 秋田 盛岡

青森 湯澤 横手 大曲 花輪 大館 本荘 秋田 水澤 磐井 宮古 福野 遠野 花巻

區	函館			秋田			盛岡			區 裁 判 所 名 稱	區 額 價 額 階 級	
	函館			秋田			盛岡					
青森	函館	秋田	盛岡	函館	秋田	盛岡	函館	秋田	盛岡	函館	秋田	盛岡
通計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
金額	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
價額	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
合計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
計	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142

野		長			府甲		岡			靜		橋										
上	伊	飯	福	大	上	松	飯	長	谷	鯉	甲	掛	濱	吉	下	沼	藤	靜	富	岡		
田	那	田	島	町	飯	本	山	野	村	澤	府	川	松	原	田	津	枝	岡	岡	岡		
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	區	區	區	計	區	區	區	區	計	區	
一七	一	一	一	一	六	七	六	八	〇	二	三	五	五	二	二	三	一	八	三	一	二	一
三三	三	九	六	八	七	二	二	二	六	九	六	七	七	五	五	五	三	七	五	三	二	六
四〇	四	〇	七	九	三	〇	三	〇	一	六	八	八	八	〇	三	六	〇	〇	六	六	一	七
三	一	一	一	一	四	三	一	一	六	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	三	
八	八	八	五	六	二	三	二	二	六	七	五	七	七	七	二	三	三	三	三	二	二	五
五	二	一	一	一	三	四	一	三	三	三	三	二	二	二	二	一	一	一	一	二	一	四
三	一	二	一	一	〇	四	四	五	三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	三	一	四
二九	二	九	七	〇	三	八	八	六	三	三	三	三	三	七	四	六	三	三	三	三	二	二
二	二	一	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四

前		和		浦		宮都宇		戸	區裁判所ノ名稱	總	數	種	別						
高	太	中	沼	前	大	熊	川	幸						越	浦	佐	柄	大	真
崎	田	之	田	橋	宮	谷	越	手	谷	和	野	木	田	岡	都	宮	婁		
區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	計	區	區	計	區
四	二	一	一	一	三	一	九	七	三	三	六	五	三	七	〇	八			
四	一	六	九	〇	二	四	四	九	四	二	七	七	九	五	一	二	一	三	
六	一	六	九	三	二	六	七	〇	九	七	二	七	九	五	八	一	一	二	
五	五	一	一	一	二	二	二	八	二	二	〇	七	九	一	一	三	三	〇	
二	八	三	六	九	三	五	三	二	五	二	四	七	三	一	二	二	三	六	
四	一	四	九	〇	二	三	三	二	七	二	四	九	三	一	二	二	二	三	
三	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

神			奈良			阪			大			都							
洲	柏	後	明	伊	神	五	高	松	奈	富	岸	環	天	秋	茨	池	大	舞	福
本	原	山	石	丹	戸	條	田	山	良	田	和	林	王	方	木	田	阪	知	山
區	區	區	區	區	區	計	區	區	計	區	區	計	區	區	區	區	計	區	區

三八七

京			瀧			新			岩		區裁判所ノ名稱			
峯	宮	園	相	糸	高	六	拍	長	村	新		三	新	岩
山	津	部	川	魚	日	崎	岡	上	發	條	瀧		田	
區	區	區	計	區	區	區	區	區	區	區	區	計	區	

三八六

總數
種別
計

未終局

山歌和	山富	澤金	井福
新御田妙和	杉高魚富	輪高七大小金	小教大武三
宮坊邊寺	歌木	島濱尾	濱賀野生國
山	岡津山	聖松澤	寺
區區區區區計區區區區區計區區區區區計區區區區區			
-	二	一	三
五	九	二	八
五	二	三	四
一	九	八	三
一	七	九	八
一	三	四	七
二	三	二	一
一	六	七	八
二	三	二	一
二	三	二	一

津大	山岡	戸	區裁判所ノ名稱
福彦八水大	勝津笠玉新高岡	村豊龍社姫	
井根幣口津	山山岡島見梁山	岡岡野路	
區計區區區區計區區區區區計區區區區區			
三	一	四	總
三	二	三	數
三	一	四	種
三	二	三	列
三	二	三	
三	二	三	未終局

取		名古屋			安松			濃			津			岐		
米	子	名	半	岡	西	豊	安	松	四	龜	上	山	水	岐	大	
口	古	宮	田	崎	尾	橋	濃	坂	日	山	野	田	本	牟	八	
計	屋	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	

德		島			高			知			高			松			鳥		
德	撫	富	脇	川	高	安	赤	須	中	高	三	北	觀	島	倉	鳥	島	鳥	
島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	

崎		長		山		江		松	
嚴福武平島大長	原江生戸原村崎	宇今西大松	西益大濱今木松	和治條洲山	鄉田森田次江				
區區區區區區	區區區區區區	區區區區區區	區區區區區區	區區區區區區	區區區區區區				
15	1	1	1	2	1	1	1	1	1
10	3	2	2	4	3	2	2	2	2
10	8	2	2	5	2	2	2	2	2

三九三

口		山		島		廣		早		區裁判所ノ名稱	
船赤菽柳岩德山	福尾庄三竹廣	廣島控前院管轄	高御								
間井國山口	山道原次原島	通計	山滿								
木關津			區區區區區區								
10	5	7	8	3	3	5	9	5	9	2	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三九二

總

舊受

新受

合計

手配

續當

競強

費制

管強

理制

求物權ノ及有押

ノ關又ル申立

計

未終局

區裁判所ノ名稱	總數		種別		計	未終局
	舊受	新受	手續	配當		
青森區	七	二	二	八	九	二
野邊地區	一	一	一	一	二	一
弘前區	六	一	一	一	九	一
森五所川原區	八	三	一	一	十二	一
函館區	四	三	一	一	九	一
函館港區	四	三	一	一	八	一
札幌區	一	一	一	一	三	一
小樽區	一	一	一	一	三	一
根室區	一	一	一	一	三	一
通計	三六	二六	二〇	八	四六	二

室釧路區	通計	合計
一	九	一〇
二	二	三
三	二	五
四	三	七
五	三	八
六	三	九
七	三	一〇
八	三	一〇
九	三	一〇
合計	二四	二五

小笠原島嶼

一本表舊受ノ數前年度ノ未終局件數ト差違アルハ大館區裁判所ニ於テ前年度ノ未終局件數ニ誤謬アルヲ發見シ改算セシニ因ル
舊法ニ據レル執行件數
一明治廿三年ノ未濟ニ係ル執行事件ニシテ明治廿九年ニ至リ舊手續ニ依リ終了シタルモノ取下案件アリ

區裁判所ノ名稱	債務者人員		債權額		執行ニ關スル費用額
	員	者人	債權額	債權額	
東京區	八三	三三	二八七〇七九	六七四七四七	二二〇五五
芝區	九二	二四	一九三〇八九	九七四一五九	一七八三六〇
麹町區	一三三	一四	一七三三三三	一三三三三三	一〇一六〇
下谷區	一三三	一四	一七三三三三	一三三三三三	一〇一六〇
本所區	三六	二〇	七二七九二	一〇八七九二	一一六二五
東京控訴院管轄					
合計	三六	二〇	七二七九二	一〇八七九二	一一六二五

第四部第三款第五十二表 強制執行終局人員債權額及費用額

京	橫濱	千	水	業	宇都宮	浦	和	前	橋	静岡
八王子	横濱	松戸	千代田	水戸	大田	幸手	川越	前橋	太田	静岡
王子	須賀	戸郷	戸郷	浦郷	野原	手郷	越郷	田郷	太郷	岡郷
區計	區計	區計	區計	區計	區計	區計	區計	區計	區計	區計
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
24	50	15	22	13	12	10	11	10	10	10
10	15	5	8	5	5	4	5	5	5	5
14	35	10	14	8	7	6	6	5	5	5
24	85	25	36	18	17	14	16	15	15	15
10	50	15	22	13	12	10	11	10	10	10
15	20	5	8	5	5	4	5	5	5	5
15	35	10	14	8	7	6	6	5	5	5
15	65	20	30	13	12	10	11	10	10	10
15	100	30	44	18	17	14	16	15	15	15
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

水	業	千	濱	橫	京	橋	前	和	浦	官	都	宇	戸
龍麻土太水	北水佐八	一松千	小橫	橫	八	太	中	大	幸	大	大	真	宇
々生浦田戸	更原市本戸	日宮	田須	須	王子	太	中	大	幸	大	大	真	宇
々々々	條津	場郷	原賀	原賀	王子	太	中	大	幸	大	大	真	宇
區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計	區區區區區計
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
15	22	13	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
10	8	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
15	30	18	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
15	32	23	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
15	42	31	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
15	67	49	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
15	100	64	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

區裁判所ノ名稱	債務者人員	債權者人員		債權額		執行ニ關スル費用額
		優先權	通常ノモノ	優先權	通常ノモノ	
藤沼津	三三	三三	二九	三九〇六一四三	七六六七四五三	九〇〇三
下田	三三	三三	二九	九七九七三	一四九七五〇三五	一〇〇七〇
吉原	三三	三三	二九	一〇二三〇〇	五三一九八四	二四七四五
濱川	三三	三三	二九	八七六六三	二二七六八	二四七四五
掛川	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
甲府	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
谷村	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
計	三三	三三	二九	三三三三三	三三三三三	三三三三三
長野	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
飯山	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
上野原	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
大田	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
伊那	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
上伊那	三三	三三	二九	一〇八二八	七五七九	二四七四五
計	三三	三三	二九	三三三三三	三三三三三	三三三三三

區裁判所ノ名稱	債務者人員	債權者人員		債權額		執行ニ關スル費用額
		優先權	通常ノモノ	優先權	通常ノモノ	
岩村田	一〇	一〇	九	二二二一六二八	八三一九八	六五二九
新三條	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
新田	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
發條	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
村上	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
長岡	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
柏崎	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
六日町	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
高田	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
糸魚川	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
相川	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
計	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
新見	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
伏見	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
園部	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
宮津	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
福知山	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
舞鶴	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三
計	一〇	一〇	九	一〇〇三三三三	三三三三三	一三三三三

區裁判所ノ名稱	債務者人員		債權者人員		債權		執行ニ關スル費用額
	優先權	通常ノモノ	優先權	通常ノモノ	計	計	
大池田	一〇	六	二	六	三三九八〇	四六六七〇	一、四八八
茨木	二	三	一	三	三三三九〇	四〇六二五	三、九七〇
天王寺	八	九	一	九	一四二五七	一七九六九	二、九三〇
塚本	六	六	一	六	一四〇七七	一七三三三	五、〇〇〇
岸和田	六	六	一	六	三三六六六	五九四三三	六、〇〇〇
富田	七	七	一	七	二七九八八	六九七三〇	八、五六〇
阪上	七	七	一	七	二七九八八	六九七三〇	八、五六〇
計	六八	六八	六	六八	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
奈良	六	六	一	六	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
高松	二	二	一	二	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
五條	二	二	一	二	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
計	二〇	二〇	二	二〇	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
神戶	三	三	一	三	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
伊丹	四	四	一	四	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
明石	四	四	一	四	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
相模原	三	三	一	三	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五
計	一八	一八	一	一八	二八八、〇〇〇	四六六、七〇〇	一、九二五

區裁判所ノ名稱	債務者人員		債權者人員		債權		執行ニ關スル費用額
	優先權	通常ノモノ	優先權	通常ノモノ	計	計	
大津	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
水口	三	三	一	三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
津	三	三	一	三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
計	八	八	三	八	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇
岡山	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
笠岡	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
玉野	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
新見	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
高梁	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
岡野	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一〇	一〇	五	一〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
戸	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
龍野	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
豊野	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
村田	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
計	八	八	四	八	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八、〇〇〇
福	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
三國	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
武生	二	二	一	二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
計	六	六	三	六	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六、〇〇〇

區裁判所ノ名稱	債務者人員		債權額		執行ニ關スル費用額
	優先權ノモノ	通常ノモノ	優先權ノモノ	通常ノモノ	
井小敷大	八	三	九〇〇四〇	一六九七五	五九〇〇
澤輪高七	六	三	一七九七〇	一七九七〇	一六九七五
金小	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
聖松澤	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
山高	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
富魚	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
山杉高	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
和妙	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
歌御田	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
計	一七	一〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一六九七五

區裁判所ノ名稱	債務者人員		債權額		執行ニ關スル費用額
	優先權ノモノ	通常ノモノ	優先權ノモノ	通常ノモノ	
山新	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
德撫	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
高安	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
高須	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
知中	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
高北	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
松觀	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
鳥倉	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
取告	一	一	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一六九七五
計	一〇	一〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一六九七五

區裁判所ノ名稱	債務者人員		債權額		執行ニ關スル費用額
	優先權	通常ノモノ	優先權	通常ノモノ	
今濱市	1	1	78,710	4,131,140	5,112,850
森田	1	1	5,511	1,161,353	1,166,864
大田	1	1	2,243,351	1,047,375	3,290,726
益田	1	1	8,284,641	1,047,375	9,332,016
西郷	1	1	5,330,000	6,332,889	11,662,889
江松	1	1	1,124,000	3,767,999	4,891,999
松山	1	1	1,799,999	9,947,000	11,746,999
大洲	1	1	3,777,777	1,717,777	5,495,554
篠原	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
宇治	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
山和	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
長崎	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
長門	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
大島	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
平島	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
長門	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
武生	1	1	3,333,333	1,717,777	5,051,110
計	10	10	32,000,000	1,000,000	33,000,000

區裁判所ノ名稱	債務者人員		債權額		執行ニ關スル費用額
	優先權	通常ノモノ	優先權	通常ノモノ	
江原	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
嚴原	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
佐賀	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
武雄	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
唐津	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
伊萬里	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
福岡	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
甘木	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
飯塚	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
久留米	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
柳河	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
小倉	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
行方	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
大分	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
臼杵	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
佐伯	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
竹田	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
中津	1	1	1,212,125	1,782,250	2,994,375
計	10	10	12,121,250	17,822,500	29,943,750

區裁判所ノ名稱	債務者人		債權者人員		債權		執行ニ關スル費用額
	優先權	通常	優先權	通常	優先權	通常	
分 豆 玉	一六	三三	二八	二九	三三〇	二二七	二七〇
熊 御 本	二〇	一〇七	三三	二〇	二二〇	二七	二七〇
山 鹿 地	二五	三〇	三三	三三	二〇	二七	二七〇
高 瀬	三〇	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
八 代	三三	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
本 草	三三	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
鹿 兒 島	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
知 覽	三三	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
鹿 引	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
水 島	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
大 崎	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
計	三三	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇

區裁判所ノ名稱	債務者人		債權者人員		債權		執行ニ關スル費用額
	優先權	通常	優先權	通常	優先權	通常	
宮 飯 肥	一七	三三	二八	二九	三三〇	二二七	二七〇
都 岡 城	二〇	一〇七	三三	二〇	二二〇	二七	二七〇
延 千 總	二五	三〇	三三	三三	二〇	二七	二七〇
崎 高 千 總	三〇	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
仙 臺	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
大 河 原	三三	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
古 川	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
石 卷	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
登 米 沼	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
氣 仙 沼	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
福 山 島	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
中 郡	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
白 河	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
平 島	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
岩 松	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
田 島	三五	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇
計	三三	二八	三三	三三	二〇	二七	二七〇

都 宇		戸 水			業 千				濱 横	
栃大真宇	水田都宮	下龍麻土太水	ヶ生浦田戸	北水佐八	更原市	條津	松本	千葉	濱須	横賀
區區區區	區區區區	區區區區	區區區區	區區區區	區區區區	區區區區	區區區區	區區區區	區區區區	區區區區
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

四一七

東京建設院管轄

京 東	區裁判所ノ名稱	債務者ノ名稱	債務者ノ人員	債權額	執行ニ關スル費用額
八本下駒芝京	區區區區區	テマ四五	一		
王所谷町橋	區區區區區	テマ四拾	二		
子	區區區區區	テマ四拾五	三		
	區區區區區	マ五七拾	四		
	區區區區區	テマ四百	五		
	區區區區區	テマ四拾百	六		
	區區區區區	テマ四百五	七		
	區區區區區	テマ四百七拾	八		
	區區區區區	テマ四千	九		
	區區區區區	テマ四百千	十		
	區區區區區	テマ四千五	十一		
	區區區區區	テマ四拾壹	十二		
	區區區區區	上以四拾壹	十三		
	區區區區區	計	十四		

小笠原島嶼	合計	通計	債務者ノ人員	債權額	執行ニ關スル費用額
一	七〇三三	九三九九	一		
一	三二九〇	四五二	二		
一	五四九六	一四五	三		
一	八七六六	三〇	四		
一	九三三三三〇	三二九	五		
一	三三三〇	七二〇	六		
一	三三三〇	九八八	七		
一	三三三〇	一〇一八	八		
一	三三三〇	一〇二八	九		
一	三三三〇	一〇三八	十		
一	三三三〇	一〇四八	十一		
一	三三三〇	一〇五八	十二		
一	三三三〇	一〇六八	十三		
一	三三三〇	一〇七八	十四		
一	三三三〇	一〇八八	十五		
一	三三三〇	一〇九八	十六		
一	三三三〇	一一〇八	十七		
一	三三三〇	一一一八	十八		
一	三三三〇	一一二八	十九		
一	三三三〇	一一三八	二十		
一	三三三〇	一一四八	二十一		
一	三三三〇	一一五八	二十二		
一	三三三〇	一一六八	二十三		
一	三三三〇	一一七八	二十四		
一	三三三〇	一一八八	二十五		
一	三三三〇	一一九八	二十六		
一	三三三〇	一二〇八	二十七		
一	三三三〇	一二一八	二十八		
一	三三三〇	一二二八	二十九		
一	三三三〇	一二三八	三十		
一	三三三〇	一二四八	三十一		
一	三三三〇	一二五八	三十二		
一	三三三〇	一二六八	三十三		
一	三三三〇	一二七八	三十四		
一	三三三〇	一二八八	三十五		
一	三三三〇	一二九八	三十六		
一	三三三〇	一三〇八	三十七		
一	三三三〇	一三一八	三十八		
一	三三三〇	一三二八	三十九		
一	三三三〇	一三三八	四十		
一	三三三〇	一三四八	四十一		
一	三三三〇	一三五八	四十二		
一	三三三〇	一三六八	四十三		
一	三三三〇	一三七八	四十四		
一	三三三〇	一三三八	四十五		
一	三三三〇	一三九八	四十六		
一	三三三〇	一四〇八	四十七		
一	三三三〇	一四一八	四十八		
一	三三三〇	一四二八	四十九		
一	三三三〇	一四三八	五十		

四一六

新	野	長	府	甲	岡
長村新三新	岩上伊飯大上松飯長		谷畷甲		掛濱吉
岡上發條瀨田	村田那田町	飯山野	村澤府		川松原
區區區區區計區區區區區區區區區計區區區計區區區					
八 九	七 八	七 八	七 八	七 八	七 八

靜	橋	前	和	浦	官	區裁判所ノ名稱
下沼藤靜	富高太中沼前		大熊川幸越浦		佐	
田津枝岡	岡崎田	之田橋	宮谷越手	ヶ和	野	
		條	谷			
區區區區計區區區區區區區計區區區區區區計區						
五 七	三 八	二 九	二 〇	六 一	二 三	二 〇

計

島	德	山	歌	和	山	富	澤	金
川	脇	新	御	田	杉	高	輪	大
島	町	宮	坊	邊	木	岡	島	聖
				山	新	津	濱	松
計	區	區	區	區	區	區	區	區
六	-	-	-	-	三	二	-	-
六	二	-	-	-	四	二	二	二
三		二	-	五	二	-	-	九
三		三	-	三	五	二	一	一
六	二	-	-	-	一	〇	二	九
六	-	-	-	-	一	〇	二	三
二	六	二	八	-	三	三	〇	二
二	-	-	-	-	九	二	四	三
三		三	-	-	一	九	二	二
四		三	-	-	-	-	-	七
九	二	二	二	三	九	四	二	二
-	-	-	-	-	三	-	二	四
-	-	-	-	-	二	二	二	二
九	三	二	〇	四	六	三	二	二

三三四

井	福	津	大	山	岡	區
金	小	政	大	武	三	福
澤	濱	賀	野	生	國	井
區	計	區	區	區	區	計
七	四	二	-	-	五	三
四	四	五	-	-	三	四
二	七	-	-	-	三	五
五	九	三	-	-	二	二
九	二	四	-	-	三	二
九	四	-	-	-	〇	五
五	-	-	-	-	二	二
三	-	-	-	-	-	四
四	-	-	-	-	三	四
二	-	-	-	-	-	-
六	五	四	二	四	八	二

四三三

區裁判所ノ名稱

テマ四五
 テマ四拾
 テマ四拾限
 テマ四拾五
 マ五七
 テマ四拾
 テマ四百
 テマ四五百
 テマ四拾百
 テマ四五百五
 テマ四七
 マ拾百
 テマ四千
 テマ四五百
 マ百千
 テマ四千五
 テマ四萬壹
 上以四萬壹

計

六 五 四 二 四 八 九 九 九 六 二 八 二 三 八 八 三 四 三 七 八

賀 佐		崎 長			長崎	山 松	
甘福	伊唐武佐	嚴福武平	島大長	長崎	宇今西大松	和治條洲山	
水岡	萬津雄賀	原江生	戸原村崎	長崎	島		
區	區	區	區	區	區	區	區
五	三	七	九	一	一	七	三

四二七

江 松		口 山			島	
西益大濱今木松	松赤萩柳岩德山	福尾庄	島	島	島	島
鄉田森田市次江	水間井	國山口	山	島	島	島
計	區	區	區	區	區	區
八	二	四	六	三	〇	九

四二六

青				田				秋				岡				盛			
五所川原	綠ヶ澤	弘前	野邊地	湯澤	横手	大曲	花輪	大館	能代	本荘	秋田	水澤	磐井	宮古	福野	花巻	速野		
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	
0																			
103	3	1	12	163	9	2	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	

形山				島				福				盛				區裁判所ノ名稱		
盛	鶴	酒	長	田	若	平	白	中	郡	福	氣	登	石	仙	米		卷	
岡	岡	田	井	澤	庄	形	島	松	河	村	山	島	沼	米	卷			
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區			
0																		
103	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

計

債權額	優先ノ額	普通ノ額	計	債權額	優先ノ額	普通ノ額	計	債權額ニ對スル償還額ノ割合					計			
								下五五ノ分百	六十五ノ分百	七十五ノ分百	八十五ノ分百	九十五ノ分百				
								二	二	二	二	二	二	二	二	二
								三	三	三	三	三	三	三	三	三
								四	四	四	四	四	四	四	四	四
								五	五	五	五	五	五	五	五	五
								六	六	六	六	六	六	六	六	六
								七	七	七	七	七	七	七	七	七
								八	八	八	八	八	八	八	八	八
								九	九	九	九	九	九	九	九	九
								一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
								一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
								一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
								一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
								一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
								一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
								一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
								一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
								一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
								一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
								二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

債權額	優先ノ額	普通ノ額	計	債權額	優先ノ額	普通ノ額	計	債權額ニ對スル償還額ノ割合					計			
								下五五ノ分百	六十五ノ分百	七十五ノ分百	八十五ノ分百	九十五ノ分百				
								二	二	二	二	二	二	二	二	二
								三	三	三	三	三	三	三	三	三
								四	四	四	四	四	四	四	四	四
								五	五	五	五	五	五	五	五	五
								六	六	六	六	六	六	六	六	六
								七	七	七	七	七	七	七	七	七
								八	八	八	八	八	八	八	八	八
								九	九	九	九	九	九	九	九	九
								一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
								一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
								一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
								一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
								一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
								一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
								一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
								一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
								一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
								一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
								二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

通計	田										畠										形																																						
	秋					盛					水					福					速					花					能					本					秋																		
	湯	横	大	花	大	本	秋	秋	秋	秋	水	福	速	花	能	本	秋	秋	秋	秋	湯	横	大	花	大	本	秋	秋	秋	秋	水	福	速	花	能	本	秋	秋	秋	秋	湯	横	大	花	大	本	秋	秋	秋	秋	水	福	速	花	能	本	秋	秋	秋
100,000	70,000	150,000	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000	2,900,000	3,000,000	3,100,000	3,200,000	3,300,000	3,400,000	3,500,000	3,600,000	3,700,000	3,800,000	3,900,000	4,000,000	4,100,000	4,200,000	4,300,000	4,400,000	4,500,000	4,600,000	4,700,000	4,800,000	4,900,000	5,000,000								

四四七

通計	山										島										福										臺										仙																													
	新					山					若					平					白					中					郡					福					氣					登					石					古					大					仙				
	新	山	山	山	山	若	平	白	中	郡	福	氣	登	石	古	大	仙	仙	仙	仙	新	山	山	山	山	若	平	白	中	郡	福	氣	登	石	古	大	仙	仙	仙	仙	新	山	山	山	山	若	平	白	中	郡	福	氣	登	石	古	大	仙	仙	仙	仙										
100,000	70,000	150,000	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000	2,900,000	3,000,000	3,100,000	3,200,000	3,300,000	3,400,000	3,500,000	3,600,000	3,700,000	3,800,000	3,900,000	4,000,000	4,100,000	4,200,000	4,300,000	4,400,000	4,500,000	4,600,000	4,700,000	4,800,000	4,900,000	5,000,000																			

四四六

區裁判所ノ名稱	債權額		債權選額		債權額ニ對スル債權選額ノ割合
	優先權ノモノ	通常ノモノ	優先權ノモノ	通常ノモノ	
青森區	三三三三九	四七五〇三	三三三三九	九一九九二	一〇〇
青森縣前澤區	三〇八八四	一八八四七	三〇八八四	二九五四九	一〇〇
青森縣五所川原區	一八二八九	九〇〇〇〇	一七二七五〇	二二四九九	一〇〇
森縣八戸區	三三三九九七	六八五八六	三三三九九七	四八八八八	一〇〇
函館區	七四六三三	一〇三三一九	七四六三三	八九二八九	一〇〇
函館縣函館區	七四六三三	一〇三三一九	七四六三三	八九二八九	一〇〇
札幌區	七四六三三	一〇三三一九	七四六三三	八九二八九	一〇〇
札幌縣札幌區	七四六三三	一〇三三一九	七四六三三	八九二八九	一〇〇
根室區	一六四九七	四八八八八	一六四九七	二六二八九	一〇〇
根室縣根室區	一六四九七	四八八八八	一六四九七	二六二八九	一〇〇
室根區	一六四九七	四八八八八	一六四九七	二六二八九	一〇〇
室根縣室根區	一六四九七	四八八八八	一六四九七	二六二八九	一〇〇
合計	一〇六二二八	一〇六二二八	一〇六二二八	一〇六二二八	一〇〇

第四部第四款第五十五表

家資分散件數人員債權額及役權申立件數

區裁判所ノ名稱	債權額		債權人員		債權額		役權申立件數	
	優先權ノモノ	通常ノモノ	優先權ノモノ	通常ノモノ	優先權ノモノ	通常ノモノ	可決	却棄
東京區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
東京縣芝罘區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
東京縣下谷區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
東京縣本所區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
東京縣王子區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
橫濱區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
橫濱縣須賀區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
橫濱縣小田原區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
千葉區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
千葉縣千葉區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
千葉縣松戸區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
千葉縣宮本區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
千葉縣八日市場區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
千葉縣水戸區	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一
合計	二二二	三三三	二二二	三三三	二二二	三三三	一	一

都	大	阪	奈良		神		戸		岡										
			高岡	新	池田	枚方	天王	寝田	五	神	伊	明	洲	姫	龍	岡	高	新	
知	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1,311,940	2,897,030	1,100,000	3,500,000	5,750,000	6,770,000	2,970,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000
1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000
1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000
1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000
1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000

野	新		新		新		新		野
	三	新	長	拍	高	相	魚	川	
上	田	田	上	上	上	上	上	上	田
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
6,447,646	6,447,646	1,082,287	2,589,498	4,476,555	5,249,666	7,509,917	10,101,537	10,101,537	6,447,646
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000
3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000	3,010,000

松	高	知	高	島	徳	嶺	山	富	深
觀	北	中	須	川	脇	和	杉	魚	輪
音	本	村	崎	島	町	養	木	津	島
寺	松	松	岡	知	島	山	岡	山	島
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
六	二	二	二	八	二	二	四	四	一
六	二	二	二	八	二	二	四	四	一
六	二	二	二	八	二	二	四	四	一
五	二	二	四	九	二	二	七	八	一
六	二	二	四	九	二	二	七	八	一
五	二	二	四	九	二	二	七	八	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一
三	二	二	二	八	二	二	四	四	一

四五五

金	井	福	津	大	山	區裁判所ノ名稱						
高	小	小	大	三	福	彦	八	水	大	津	笠	玉
濱	尾	松	澤	濱	賀	野	國	井	根	嚙	口	津
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二
四	四	三	〇	九	九	二	一	三	四	九	一	二

四五四

區裁判所ノ名稱	宗資分徴宜告件數		員入者務債	債權者人員		債權額		役權申立件數	
	職權	申立		優先	通常	優先	通常	可	許
鳥取米子	二	四	三	二	一	一	一	二	一
一名古屋	二	二	二	二	二	二	二	二	二
半宮	二	二	二	二	二	二	二	二	二
岡崎	二	二	二	二	二	二	二	二	二
西尾	二	二	二	二	二	二	二	二	二
安松	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四上	二	二	二	二	二	二	二	二	二
安野	二	二	二	二	二	二	二	二	二
日坂	二	二	二	二	二	二	二	二	二
濃津	二	二	二	二	二	二	二	二	二
津水	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二

區裁判所ノ名稱	宗資分徴宜告件數		員入者務債	債權者人員		債權額		役權申立件數	
	職權	申立		優先	通常	優先	通常	可	許
岐八	二	二	二	二	二	二	二	二	二
大八	二	二	二	二	二	二	二	二	二
御嶺	二	二	二	二	二	二	二	二	二
高嶺	二	二	二	二	二	二	二	二	二
廣三	二	二	二	二	二	二	二	二	二
廣原	二	二	二	二	二	二	二	二	二
廣次	二	二	二	二	二	二	二	二	二
廣庄	二	二	二	二	二	二	二	二	二
廣尾	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山口	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山國	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山井	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山柳	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山萩	二	二	二	二	二	二	二	二	二
山口	二	二	二	二	二	二	二	二	二
赤間	二	二	二	二	二	二	二	二	二
赤水	二	二	二	二	二	二	二	二	二
船間	二	二	二	二	二	二	二	二	二
松江	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第五部執達吏及公證人

自第一款第五十八表
至第二款第六十二表

印版師	彫刻師	鐫掛職	鑄冶職	塗師職	行李製造業	指物製造業	梅物製造業	桶製造業	木挽職	石工職	疊工職	左官職	船大工職	大工職	箔打職	繼箔職	職業別人員
教員	醫士	辯護士	銀員	第四類雜業	工計	工不詳	樟腦製造業	鑛製造業	石灰製造業	瓦製造業	煙草製造業	醬油製造業	酒造業	紙漉造業	傘職	印刷業	職業別人員
焉	車夫	職工	船業	理乘	寫真師	代書業	金貨業	演劇座主	車掌	監獄署小使	郵便集配人	雇吏	官吏	教導	僧侶	神官	職業別人員
合計	職不詳	無職	漁業	雜業	貨座數營業	待合茶屋營業	芝居茶屋營業	雇人受宿	藝人受宿	遊藝	炭坑	井土堀	日備	雇人	土方職	職業別人員	
二八七	五七七	一一	三七八	二〇	〇	三	一	二	一	四	四	二	二	二	三	四	一

第五部第一款第五十八表

執達吏事務總數及種別

東京控訴院管轄	區裁判所ノ名稱	事務總數		執行		送達		其他		計	終末
		受	計	執行	送達	其他	計				
東京	芝橋區	四七三	一八〇三九	九四七	三三	二〇二	五五二	二	一一八〇六	四八六	四八六
東京	芝町區	五五七	二七六六六	一〇六五	三〇	一三三六	一三三	一	一三三〇三	三三〇	三三〇
東京	下谷區	六五八	一七六三七	八九九	二八	一三三三	一三三	一	一三三〇三	三三〇	三三〇
東京	本所區	三二四	一〇三九九	二二八八	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	王子區	三二八	九六〇三	四八八	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	八王子區	四〇八	一三九七三	六二〇	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	橫濱區	二	一八三三三	一〇三	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	須賀區	二	三三六六	一四四	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	小田原區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	橫濱區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	千代田區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	松戸區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	八王子區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	日原區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	佐原區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇

東京控訴院管轄	區裁判所ノ名稱	事務總數		執行		送達		其他		計	終末
		受	計	執行	送達	其他	計				
東京	北條區	五〇	五〇〇八	二八三	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	水戸區	一三	二六五五九	一三三	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	太田區	二二	三六六三	一八〇	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	土浦區	八三	四七三三	二二七	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	麻生區	八三	四七三三	二二七	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	龍ヶ崎區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	下野區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	宇都宮區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	真岡區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	大田區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	栃野區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	佐野區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	浦和區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	幸手區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	越谷區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	川越區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	大宮區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇
東京	和光區	三三	三三三三	二五九	三三	一四六六	一三三	一	一四六〇三	三三〇	三三〇

知高島德				山歌和				山富					
中須赤安高		川脇富撫德		新御田妙和		杉高魚富							
村崎岡藝知		島町岡養島		宮坊邊寺		歌水		新					
區區區區區計				區區區區區計				區區區區區計				區區區區計	
五八	四三		三六	七九	一〇七		一〇三					一八	三三
三五三	二九〇	一七七	一〇七	二四九	一八九	二一三	二二八	七六	六六	一八三	一八三	五三	三三
五八一	二八五	一八〇	一〇七	二四九	一九〇	二二七	二二八	二八	六六	一八三	一八三	五三	三三
一〇	九	七	三	二	二	二	二	一	一	一	一	二	三
八	一〇	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一六	一四	一	二	二	二	一	六	三	六	四	六	三	三
六九	一一	七八	六六	二八	二〇	一九	二二	九二	九二	八〇	五七	五九	九一
二二七	二二七	一三三	二六	二〇	六八	六八	三三	一八	二〇	二〇	一八	一八	四七
一〇五	七二	四三	六三	五七	四〇	五七	三三	三三	一四	一四	三三	二七	一〇
三	三		三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	五
五	五		五	五	五	二	二	二	二	二	二	二	二
三三	三三		三三	三三	三三	二	二	二	二	二	二	二	二
二八	二八		二八	二八	二八	九	九	九	九	九	九	九	八
一	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

四八七

澤金				井福			津大			區裁判所ノ名稱	
輪高七大小		聖松澤		小敦大武三		福	彦八水大		津		
島濱尾		寺		濱賀野生國井		井	根帳口津		津		
區區區區區計				區區區區區計			區區區區計		區區區區計		
三	三		八	二	二						
三〇	二〇	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇七	二〇七	一〇七	一〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七
八	八		八	八	八						
二	二		二	二	二						
三	三		三	三	三						
六	六		六	六	六						
九	九		九	九	九						
三	三		三	三	三						
一	一		一	一	一						
二	二		二	二	二						
三	三		三	三	三						
五	五		五	五	五						
二	二		二	二	二						
二	二		二	二	二						
一	一		一	一	一						
一	一		一	一	一						

四八六

廣 島						安 濃 津						岐 阜					
廣島	尾道	庄原	三原	竹原	廣島	安濃	津	山田	上野	龜山	水田	岐	八幡	大垣	御嶽	高野	
1,010	2,120	2,150	2,200	2,250	2,300	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	
1,010	2,120	2,150	2,200	2,250	2,300	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	

名 古 屋						高 松						取 手					
名古屋	半田	岡崎	豐田	名	古屋	高松	三本	北	觀音	松	取手	吉	池	坂	山	水	
1,010	2,120	2,150	2,200	2,250	2,300	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	
1,010	2,120	2,150	2,200	2,250	2,300	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	

福		賀		佐		崎		長		山	
久飯	甘福	伊唐	武佐	嚴福	武平	島大	長	宇今	西	和	條
留塚	米岡	萬津	雄賀	原江	生水	戸原	村崎	計	計	計	計
41	27	11	10	13	17	15	11	10	11	11	11
5,081	3,733	1,968	2,738	2,245	3,015	2,491	1,701	2,191	2,191	2,191	2,191
5,071	3,723	1,958	2,728	2,235	2,995	2,481	1,691	2,181	2,181	2,181	2,181
191	121	91	55	87	107	107	50	33	1	3	3
7	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	7	1	9	5	2	9	9	1	1	3
14	6	5	3	10	10	4	4	3	3	3	7
151	179	133	109	199	167	101	67	162	162	162	101
2,155	2,069	1,365	1,625	1,625	1,887	1,487	937	1,511	1,511	1,511	1,511
171	85	36	76	45	93	21	97	141	141	141	93
1	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	3	1	8	2	4	1	3	3	1	1	1
8	11	5	17	9	10	3	9	11	11	11	7
5,035	3,713	1,953	2,713	2,225	2,983	2,471	1,683	2,173	2,173	2,173	2,173
37	27	26	16	17	17	8	6	15	15	15	15

四九一

松		江		松		口		山	
大松	西益	大濱	今水	松	赤	柳	岩	德	山
洲山	郷田	森田	市次	水	間	井	國	山	口
1	5	10	3	9	16	5	1	1	3
1,674	5,699	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635
1,674	5,699	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635
1	2	10	1	2	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	6	8	1	8	6	7	7
9	3	4	5	1	2	7	4	6	2
22	51	60	60	8	3	5	14	19	6
1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135
19	85	36	76	45	93	21	97	141	141
1	1	7	1	1	1	1	1	1	1
2	3	1	8	2	4	1	3	3	1
3	11	5	17	9	10	3	9	11	11
1,674	5,699	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635
2	3	1	6	1	1	1	1	1	1
3	3	1	5	1	1	1	1	1	1
3	11	5	17	9	10	3	9	11	11
1,674	5,699	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635	11,635
2	3	1	6	1	1	1	1	1	1

四九〇

青		田		秋		岡		盛									
五所川原區	緜ヶ澤區	弘前區	野邊地區	青森區	湯澤區	横手區	大曲區	花輪區	大館區	秋田區	本荘區	水澤區	磐井區	宮古區	福野區	遠野區	花巻區
八	一七	二五	七	四六	七	三	五	二八	一	三	一八	一三	三三	三三	三三	三三	四九
二〇〇七	一五五五	七五二七	一七七一	七三六一	二二五〇	二二七五	一八八七	三三一九	一〇六八	二八四三	三六三三	二六六六	三三〇〇	三九〇〇	三六〇〇	三六〇〇	一〇五九
二〇一五	一五八二	七五五三	一七七八	七三〇七	二二五〇	二二七五	一八九三	三三一九	一〇六八	二八四三	三六三三	二六六六	三三〇〇	三九〇〇	三六〇〇	三六〇〇	一〇六八
四九	四七	一四八	三三	二九三	一〇〇五	一〇〇五	三六	一〇七	五五	九五	五五	二五三	三二一	三二一	三二一	三二一	二二六
一	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	二	一	五	四	五	五	三	九	三	二	二	二	二	二	二	三
三三	三九	八四	八	四六	三六	六〇	三五	四二	六〇	八六	五五	六	九	二	二	一六	九四
一七〇〇	七七七	四一三	六三六	四一四	二八四	一八九九	一四三九	二二四六	九五七	二二四六	三〇三三	一〇〇一	五二二	三〇一	二八〇	一八四	四七四
七二六	六八六	三〇三	四七五	二五五四	四八二	五九二	三六五	一四八八	一四八八	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	三三七
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二〇〇七	一五五五	七五二七	一七七一	七三六一	二二五〇	二二七五	一八八七	三三一九	一〇六八	二八四三	三六三三	二六六六	三三〇〇	三九〇〇	三六〇〇	三六〇〇	一〇五九
八	二五	四三	二二	二九	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一	一	一	九

四九五

形		山		島		福		榮						
盛岡區	鶴岡區	酒田區	長井區	米沢區	新庄區	山形區	田子區	若松區	白河區	中野區	郡山區	福島區	氣仙沼區	登米區
一七	一七	一〇九	二二	二四	二二	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
四三六九	四三六九	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三
四四八五	四四八五	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二	二二八二
三八二	三八二	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
五	七	二〇	七	六	一	六	一	六	一	六	一	六	一	六
一〇五	八三	六四	一五	五九	一〇	七	七	一	一	一	一	一	一	一
二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三
二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三	二二七三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二〇〇七	一五五五	七五二七	一七七一	七三六一	二二五〇	二二七五	一八八七	三三一九	一〇六八	二八四三	三六三三	二六六六	三三〇〇	三九〇〇
八	二五	四三	二二	二九	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一

四九四

區裁判所ノ名稱	事務總數		執行	送達	拒證	其他	計	局終未
	受新	受舊						
森戸	110	51	1	1	1	1	114	3
函館	105	48	1	1	1	1	110	1
江崎	100	45	1	1	1	1	106	1
福井	95	42	1	1	1	1	101	1
館林	90	39	1	1	1	1	96	1
札幌	85	36	1	1	1	1	92	1
札幌	80	33	1	1	1	1	88	1
根室	75	30	1	1	1	1	83	1
室蘭	70	27	1	1	1	1	79	1
合計	1120	500	8	8	8	8	1136	8

一明治廿九年法律第六十一號ヲ以テ横濱地方裁判所管轄ハ王子區裁判所ヲ東京地方裁判所ノ管轄ニ改メラル以下各表亦同シ
 一本表舊受ノ數前年度ノ未終局件數ト差違アルハ八日市場、甲府兩區裁判所ニ於テ前年度ノ未終局件數ニ誤謬アルヲ發見シ改算セシニ因ル

第五部第一款第五十九表 強制執行件數人員債權額及費用額

區裁判所ノ名稱	執行件數	債權者人員			債權額			執行ニ關スル費用額						計
		優先權者	普通債權者	計	優先權者	普通債權者	計	下以五ノ身	五以上十ノ身	十以上二十ノ身	二十以上五十ノ身	五十以上七十ノ身	七十以上ノ身	
東京	1234	100	200	300	100000	200000	300000	10	20	30	40	50	60	
芝罘	567	50	100	150	50000	100000	150000	5	10	15	20	25	30	
下谷	345	30	60	90	30000	60000	90000	3	6	9	12	15	18	
本所	234	20	40	60	20000	40000	60000	2	4	6	8	10	12	
八王子	123	10	20	30	10000	20000	30000	1	2	3	4	5	6	
橫濱	987	80	160	240	80000	160000	240000	8	16	24	32	40	48	
小田原	654	55	110	165	55000	110000	165000	6	12	18	24	30	36	
合計	3210	265	530	795	265000	530000	795000	26	52	78	104	130	156	

岡 靜 橋 前 和 浦 宮			
掛濱吉下沼藤靜	窟高太中沼前	大熊川幸越浦	佐
川松原田津枝岡	岡崎田之橋	宮谷越手和	野
區區區區區區區計區區區區區區計區區區區區區計區			
121	122	123	124
125	126	127	128
129	130	131	132
133	134	135	136
137	138	139	140
141	142	143	144
145	146	147	148
149	150	151	152
153	154	155	156
157	158	159	160
161	162	163	164
165	166	167	168
169	170	171	172
173	174	175	176
177	178	179	180
181	182	183	184
185	186	187	188
189	190	191	192
193	194	195	196
197	198	199	200

都 宇 戸 水 葉 千			
振大真守	下龍麻土太水	北木佐八一松千	區裁判所ノ名稱
田 郡 都	ヶ 生浦田戸	更 原 日 市 官	
水 原 宮	壘 崎	津 條 場 本 戸 葉	
區區區區計區區區區區區計區區區區區區計區			
201	202	203	204
205	206	207	208
209	210	211	212
213	214	215	216
217	218	219	220
221	222	223	224
225	226	227	228
229	230	231	232
233	234	235	236
237	238	239	240
241	242	243	244
245	246	247	248
249	250	251	252
253	254	255	256
257	258	259	260
261	262	263	264
265	266	267	268
269	270	271	272
273	274	275	276
277	278	279	280
281	282	283	284
285	286	287	288
289	290	291	292
293	294	295	296
297	298	299	300

甲府	長野	新野	債権者人員		債権額		執行ニ 關スル 費用額	新辦ニ對スル 分ラシク選 ノル債權 額							
			優先 ノモ 計	通常 ノ 計	優先 ノ 計	通常 ノ 計		下以五ノ分百	六ノ分百	七ノ分百	八ノ分百	九ノ分百	計		
甲府	谷	飯	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113
野	上	伊	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126
新	新	新	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139
計			140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152

大	都	京	湯	債権者人員		債権額		執行ニ 關スル 費用額	新辦ニ對スル 分ラシク選 ノル債權 額						
				優先 ノモ 計	通常 ノ 計	優先 ノ 計	通常 ノ 計		下以五ノ分百	六ノ分百	七ノ分百	八ノ分百	九ノ分百	計	
大	都	京	湯	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171
池	福	宮	相	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183
大	知	津	高	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195
池	鶴	山	日	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207
大	山	見	崎	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219
池	山	都	岡	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231
池	山	都	上	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243
池	山	都	計	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255
池	山	都	計	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267

戸	神	良	奈	阪	區裁判所ノ名稱	打掛 動産 ニ對スル 事件數	債 務 者 數	債 權 者 數	債 權 額	執行ニ 關スル 費用額	新辦ニ對スル債權ノ額					計	
											下以五分	十ノ分	十二ノ分	十五ノ分	十七ノ分		
豊龍	社	五	高	富	岸	1	1	1	12,000	100	1	1	1	1	1	1	1
岡野	路	五	高	田	和	1	1	1	10,000	100	1	1	1	1	1	1	1
...
計						10	10	10	100,000	1,000	10	10	10	10	10	10	10

井	福	津	大	山	岡	村	區計	債 務 者 數	債 權 者 數	債 權 額	執行ニ 關スル 費用額	新辦ニ對スル債權ノ額					計
												下以五分	十ノ分	十二ノ分	十五ノ分	十七ノ分	
金	小	彦	八	勝	山	岡	1	1	1	10,000	100	1	1	1	1	1	1
...
計							10	10	10	100,000	1,000	10	10	10	10	10	10

區裁判所ノ名稱	有体		債權者人員	債權額		執行ニ關スル費用額		新辦ニ對處スルヲ爲シタル債權額						
	件數	金額		件數	金額	件數	金額	上	中	下	計			
小金大聖松	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
澤高七	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
山宮魚	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
山高	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
和妙	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
歌田	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116
山御	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
山新	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
德撫	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113
德島	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112
計	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111

區裁判所ノ名稱	有体		債權者人員	債權額		執行ニ關スル費用額		新辦ニ對處スルヲ爲シタル債權額						
	件數	金額		件數	金額	件數	金額	上	中	下	計			
島脇	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
高安	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
高赤	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
知須	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
高松	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
高本	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
松觀	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
島倉	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
島吉	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
取子	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
取米	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
取溝	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
計	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98

廣島控院事務	廣島	竹原	三原	庄原	尾道	福山	山口	徳山	岩国	柳井	萩	赤松	赤松	船岡	松山	木次	今市	大濱
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,250	850	450	250	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

名古屋	半岡	岡崎	豊橋	安濃	安島	四日市	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島	津島
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,000	800	600	400	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

区裁判所ノ名稱	打体	動産	不動産	債務者人員	債權額	執行ニ關スル費用額	辦償處分ヲ爲シタル債額ノ合
件數	スル	スル	スル	ノモ	ノモ	ノモ	ノモ
江 西 益 田	11		102	101	11,000	11,000	...
山 松 大 松	1		108	102	11,000	11,000	...
宇 今 西 大 松	1		108	102	11,000	11,000	...
長 大 長	1		108	102	11,000	11,000	...
崎 長 崎	1		108	102	11,000	11,000	...
長崎新地							
計	3		318	305	33,000	33,000	...
計	3		318	305	33,000	33,000	...

五〇八

区裁判所ノ名稱	打体	動産	不動産	債務者人員	債權額	執行ニ關スル費用額	辦償處分ヲ爲シタル債額ノ合
件數	スル	スル	スル	ノモ	ノモ	ノモ	ノモ
佐 武 雄 賀	1		100	100	11,000	11,000	...
伊 唐 賀	1		100	100	11,000	11,000	...
福 甘 木 岡	1		100	100	11,000	11,000	...
久 飯 塚 米	1		100	100	11,000	11,000	...
福 柳 河 島	1		100	100	11,000	11,000	...
小 倉 事	1		100	100	11,000	11,000	...
岡 行 事	1		100	100	11,000	11,000	...
大 白 分	1		100	100	11,000	11,000	...
佐 伯 田	1		100	100	11,000	11,000	...
竹 田	1		100	100	11,000	11,000	...
中 津 田	1		100	100	11,000	11,000	...
玉 津 田	1		100	100	11,000	11,000	...
分 計	14		1,400	1,400	154,000	154,000	...

五〇九

熊	山	高	八	天	本	鹿	鹿	兒	島	宮	熊	區裁判所ノ名稱	有体 二對 スル 件数	賃 務 人員	賃 者 人員	債 權 額	執行 ニ 關 スル 費 用 額	額 二 對 スル 分 額	額 五 分 ノ 分	額 十 分 ノ 分	額 二十 分 ノ 分	額 五十 分 ノ 分	額 七十 分 ノ 分	額 九十 分 ノ 分	計	
熊御	山船	高鹿	八代	天草	鹿兒	鹿兒	兒覽	島引	宮肥	延那	熊御															
102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	區	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	區	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	區	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	區	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	區	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	區	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	區	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	區	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	區	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	區	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	區	0													

新		野					長				府甲		岡						
長	村	新	三	新	岩	上	伊	飯	福	大	上	松	飯	長	谷	鯉	甲	掛	濱
岡	上	發	條	湯	村	田	那	田	島	町	飯	本	山	野	村	深	府	川	松
田					田					訪	訪								
區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	區	區	區	計	區	區	區	計	區
四	二	七	三	六	八	九	八	五	三	八	五	七	五	〇	三	六	〇	一	八
〇	五	二	三	九	一	七	八	三	八	三	七	八	五	〇	一	八	五	〇	三
一	五	三	三	九	三	八	三	三	三	三	一	七	七	三	五	三	七	三	三
一	九	三	〇	二	九	二	六	三	八	六	一	八	三	〇	一	八	九	三	〇
二	一	五	一	八	一	四	七	五	五	三	三	四	六	三	九	〇	三	三	六
七	四	五	五	一	八	一	〇	一	一	七	三	三	三	六	一	〇	七	八	三
一	五	七	七	一	八	一	〇	一	九	三	三	四	二	六	〇	九	七	三	五
四	一	四	六	八	七	六	二	〇	〇	一	六	七	二	九	六	三	三	一	〇
-	-	-	三	〇	-	-	三	三	-	三	一	三	三	六	八	六	-	二	-
-	-	-	三	二	-	-	-	-	-	-	三	三	-	四	三	三	二	八	八
-	-	-	-	二	七	-	四	二	四	-	-	-	二	六	-	六	九	-	二
-	-	-	-	六	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三	-	-	-	-	-
-	-	-	-	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三	-	-	-	-	-
-	-	-	-	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一	-	-	-	-	-
八	三	二	九	一	六	九	七	一	三	二	八	一	〇	〇	三	三	一	七	二

五一七

靜		橋			前		和		浦		宮								
吉	下	沼	藤	靜	富	高	太	中	沼	前	大	熊	川	幸	越	浦	佐		
原	田	津	枝	岡	岡	崎	田	之	田	橋	宮	谷	越	手	ヶ	和	野		
								條						谷					
區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	計	區		
四	-	三	八	二	六	四	二	二	一	八	三	八	一	九	四	三	九	一	八
一	二	三	三	八	〇	三	六	三	五	四	九	〇	三	三	二	六	九	一	四
一	九	〇	六	二	八	七	八	三	三	三	七	五	七	三	〇	六	三	三	三
三	三	八	四	一	三	六	九	三	九	二	四	八	三	五	〇	七	七	四	八
四	三	二	六	一	九	三	六	三	三	三	二	三	三	五	七	二	一	三	〇
四	三	二	八	三	〇	四	四	三	六	一	一	九	〇	六	九	六	三	六	〇
-	-	三	三	九	七	七	三	二	三	四	七	八	一	二	四	〇	六	三	三
-	-	-	-	三	九	〇	-	-	-	-	-	-	-	六	八	三	四	九	四
-	-	-	-	三	〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	三	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	三	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	三	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七	三	二	九	一	六	九	五	九	九	三	〇	七	一	二	七	三	三	六	三

五一六

區裁判所ノ名稱
テマ四五
テマ四拾
テマ四拾五
テマ四拾五
マ五七
テマ四拾
テマ四百
テマ四拾百
テマ四百五
テマ四五百
テマ四五百
テマ四千
テマ四五百
テマ四千五
テマ四萬壹
上以四萬壹
計

戸		神							良			奈			阪										
岡	村	豊	龍	社	姫	洲	柏	從	明	伊	神	五	高	松	奈	審	洋	塚	天						
山	岡	岡	野	路	本	原	山	石	丹	戸	條	田	山	良	林	和	田	王	寺						
區	計	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	區	區	區	計	區	區	區	區						
九六	一六八	一	三	五	三	五		二	五	三	七	二	六	四	二	二	八	三	九	三六	二	四	三	四	二
一四五	二九三	八	三四	二	七	三九	二〇	二	五	三三	二六	二〇	九	四一	一	三	五	一九	四〇	四	一	一	一	七	五
一九八	四七一	六	四三	七	一	六	二	二	二	三	三三	一九	七	七	三	九	二	三	二七	五〇	四	一〇	七	九	二
一五八	五九四	八	六五	二〇	二	一	二	〇	一	五	三	五	九	九	二	一	三	八	二	五	七	三	三	三	六
五七	一一〇	六	一八	三	三	三	五	三	五	九	九	二	二	三	三	四	八	四	一	二	五	一	一	一	二
五五	一五三	四	八	四	七	二	三		五	六	八	五	一	一	一	一	一	一	一	二	七	三	一	六	一
三〇	三三八	五	三九	六	一〇	六	八	六	六	八	一	七	一	五	二	三	二	四	三	五	五	三	二	三	九
九	一一七	二	八	三	三	七	五	二	一	五	六	五	五	一	二	一	三	八	一	三	五	九	二	一	一
八	三五	一	一							三										三					
	二四									二															六
	三〇									七															七
	一									三															三
	二																								二
	四																								三
七五	二四七	四	三	六	七	八	五	六	八	一	三	一	三	九	二	二	一	二	三	三	三	三	二	九	七

大		都			京			澁		相		高		六		柏			
板	茨	池	大	舞	福	峯	宮	園	伏	京	相	糸	高	六	六	日	崎		
方	木	田	阪	鶴	知	山	津	部	見	都	川	魚	田	町					
區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	區	計	計	區	區	區	區	區	區	
九	八	二	三	七	一	四	四	五	一	四	八	五	二	八	六				
二	八	二	二	〇	一	一	八	六	三	八	三	七	二	三	六	一			
七	一	三	二	二	二	一	二	七	〇	二	一	九	二	五	二				
四〇	三	一	三	〇	三	七	九	三	六	四	四	二	三	六	六	一			
一	五	九	八	三	三	七	九	三	二	七	三	七	三	〇	三	三			
二〇	七	二	八	三	三	二		五	一	九	六	八	一	一	一				
一	九	八	一	七	一	一	六	八	四	三	五	一	一	三	六	四			
五	六	一	八	五	二	一	一	四	四	七	三	五		三	二				
			二	三						二	二			六					
				六						五									
		三	一	五						一				三					
										三									
										一									
										四									
一一	七七	七	二	〇	七	三	八	七	二	三	三	三	二	九	二	一	二	二	二

五一九

五一八

Table with columns: 名古屋, 安濃津, 岐, 早, 廣島, 區區. Rows: 名古屋, 安濃津, 岐, 早, 廣島, 區區. Data: 名古屋 (豐田, 岡崎, 西尾, 尾崎, 橋), 安濃津 (安濃, 坂津, 日坂), 岐 (岐, 八幡, 大井), 早 (早, 高), 廣島 (廣島, 竹原), 區區 (區區).

Table with columns: 高安, 知, 高, 松, 鳥, 取, 名古屋, 區區. Rows: 高安, 知, 高, 松, 鳥, 取, 名古屋, 區區. Data: 高安 (高安, 赤松, 須崎, 中), 知 (知), 高 (高), 松 (松), 鳥 (鳥), 取 (取), 名古屋 (名古屋), 區區 (區區).

五三三

五三三

賀 佐		崎		長		山 松		長崎 佐賀 長門 通計	山 松		計	
福 岡	伊 萬	唐 津	武 雄	佐 賀	嚴 原	福 江	武 生		平 戸	島 原		大 村
區計	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
三八	八四	四	三	六	二	六	九	一	一	二	三	三
七九	一六四	三三	六〇	三	七	一	一	二	三	九	一	二
一〇八	三二九	二七	五三	二	二	二	二	五	八	三	三	六
一一	三〇七	三	三	三	二	二	二	九	五	二	三	五
四三	六〇	七	一	五	三	八	二	一	九	一	六	三
三七	三六	三	一	四	五	〇	四	二	二	九	九	一〇
七九	五三	一	二	四	三	六	一	一	六	五	九	三
三三	二二	二	二	一	六	一	一	五	一	四	五	五
一〇	一〇	一	二	四	三	九	一	一	二	一	五	七
七	二	一	一	二	四	一	一	二	一	一	二	四
五	五	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五〇	八六五	一〇一	三三三	五五	四八三	八九七	五七七	三三	二六	一〇八	一〇六	三三九

五二五

江 松		口		山		島		區裁 判所 名稱
西 益	大 濱	今 水	松 江	船 水	赤 間	萩 津	柳 井	
區	區	區	區	區	區	區	區	區
一〇	四	五	〇	七	七	七	六	九
二六	三三	二二	三	八	〇	五	七	六
二八	七〇	九	四	二	五	九	一〇〇	二六
二六	五三	一〇	四	二	二	六	一〇	三三
九	六	六	六	六	三	六	〇	六
三	七	一	九	三	一	七	二	二
七	七	五	九	四	一	二	五	四
二	二	一	三	一	九	三	一	〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇一	二二四	四九	一七六	五八	四八	四八	七五七	一〇九

五二四

區裁判所ノ名稱	森		函		札		幌		室根		合計
	五所川原區	八戸區	函館區	江差區	山越區	福井區	札幌區	小樽區	岩内區	根室區	
テマ回五	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四九七二
テマ回拾	七	五	七	七	七	七	七	七	七	七	九四四二
テマ回拾五	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一三三三三
テマ回拾五	一〇	八	八	八	八	八	八	八	八	八	一五五九四
マ五七拾	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	五二八一
テマ回百	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二九七八
テマ回百	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	五六一二
テマ回百五	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二〇〇八
テマ回七百	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	七三三
テマ回千	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三三〇
テマ回千五	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	五三
テマ回萬壹	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一三七
テマ回萬壹	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	四九
上以回萬壹	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二七
計	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	六〇八八〇

五三〇

第五部第一款第六十一表 執達吏手数料

區裁判所ノ名稱	東京		東		京		濱		千		合計
	芝橋區	麹町區	下谷區	本所區	八王子區	横濱區	小田原區	横濱區	千代田區	八王子區	
手數料	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
旅費	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
書記料	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
其他立	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
手數料	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
旅費	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
旅費	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
民事	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
刑事	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
其他職務上ノ收入	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

五三一